

赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年9月30日

赤穂市教育委員会

赤穂市教育委員会訓令甲第6号

赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（平成28年赤穂市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「2,700円」を「2,800円」に改め、同条第2号中「4,800円」を「5,100円」に改める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、令和8年4月1日から適用する。